

平成27年度の市民活動応援券の図柄が決定！

平成27年度の市民活動応援券は、背景色が色鮮やかな空色です！



亀山市のまちづくりに頑張っている市民活動団体(登録団体)を応援する市民活動応援制度。その制度で使用される市民活動応援券(平成27年度)を発行し、各地区コミュニティやまちづくり協議会へ配付しています。

市民の皆さんは、地区コミュニティやまちづくり協議会の催しや事業(文化祭、敬老会、三世代交流など)に参加するなどして、市民活動応援券を取得し使用することができます。

※催しや事業で市民活動応援券を配付するかどうかは、各地区コミュニティやまちづくり協議会へお問い合わせください。



問合せ先

市民文化部文化振興局
共生社会推進室
(☎84-5066)

取得した市民活動応援券の使い方

1

事業やサービスの提供を受けたお礼として使用できます

「市民活動応援制度冊子」に掲載されている登録団体(提供先が個人と記載されている登録団体に限り)へ連絡をすると、教室を開催してもらったり、演奏を披露してもらったりすることができます。そのお礼として市民活動応援券をお渡しください。

個人ではなかなか枚数が集まりませんので、子ども会や婦人会、自治会などのグループで集めて、事業やサービスを依頼するのがお勧めです。

3

登録団体に寄附として使用することができます

寄附方法① 直接、登録団体へ寄附をする。

寄附方法② 寄附ボックス(常設場所:市民協働センター「みらい」)に投函する。

寄附方法③ 寄附ボード(設置依頼のあった地区コミュニティやまちづくり協議会の行事などで臨時に設置することがあります)に投函する。

2

市民同士で、自由に使用できます

市民同士であげたり、もらったり、自由に使用できます。ただし、市民の人は市民活動応援券をお金に換えることはできません。

平成27年度
市民活動応援制度冊子
ができました！



市民活動応援制度の登録団体を紹介しています。

冊子は、各地区コミュニティセンター、市役所本庁舎、関支所、林業総合センター、市民協働センター「みらい」、あいあい、市立医療センターなどの市の施設に設置していますので、ご覧ください。

また、冊子を希望する人は、市民文化部文化振興局共生社会推進室でお渡しします。